

こ成事第 425 号
令和 5 年 8 月 22 日
こ成事第 565 号
令和 5 年 12 月 19 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市長
市区町村長

こども家庭庁成育局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における
生産設備等整備費の取扱いについて

標記の交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるもののほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

1 趣 旨

障害児施設等において、授産施設等の整備を行うことにより、施設利用者の処遇はもとより、利用者の自立助長の促進を図るものである。

2 対象事業

施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、下記のアからカにかかる機械設備等の整備にかかる機械器具等の購入費及び工事費又は工事請負費とする。

ア 授産設備（対象施設：授産施設、社会事業授産施設、障害福祉関連施設）

イ リハビリ設備（対象施設：障害福祉関連施設）

ウ 職業訓練設備（対象施設：障害福祉関連施設）

エ 職業補導設備（対象施設：障害福祉関連施設）

オ 難聴幼児訓練設備（対象施設：障害福祉関連施設）

カ A L S等居室を整備する際の特殊介護設備（既存施設も含む）
（対象施設：障害福祉関連施設）

3 交付基準

① 公的機関の見積と民間工事請負業者の見積（公的機関の見積が取得できない場合は2社以上）のいずれか低い方に交付要綱別表1－4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除した点数を算出する。

② 交付要綱別表2及び別表6に定める訓練事業等整備加算（ただし、当該設備整備にかかる事業費が1億円を超えるものは大規模訓練設備等整備加算）と①を比較し、低い方を加算する。